

薬生食輸発0706第1号  
令和5年7月6日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(中国産しその腸管出血性大腸菌O26)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和5年7月4日付け薬生食輸発0704第1号)により通知したところである。  
今般、輸入時のモニタリング検査において、中国産しそから腸管出血性大腸菌O26が検出されたことから、同通知の別添1を下記のとおり改正し、別途指示する製造業者を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
しそ及びその加工品(無加熱のもの、かつ飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。)	別途指示する業者が製造又は輸出したものに限定する。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。

を追加する。